

越 監 公 表 第 8 号

地方自治法第199条第12項の規定により、市長から平成31年(2019年)4月10日付け越監第6号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので別紙のとおり公表する。

令和元年(2019年)5月29日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

## 監査の結果に係る措置について

環境経済部

### 【指摘事項】

#### <収入事務>

##### (1) 収納事務において、貸付収入の徴収金額に誤りのあるものがあった。

市民農園の貸付けにかかる賃料の算定方法については、越谷市市民農園事務取扱要領に規定されている。

当該賃料の徴収金額を確認したところ、計算に誤りがあったため賃料を過大に徴収していたものである。(農業振興課)

### 【措置等の内容】

ご指摘いただいたきましたことにつきましては、賃料の算定の際、要領に定められた端数処理を失念してしまったこと、また、その算定された金額の確認が不十分だったため誤りが生じたものです。

ご指摘後、過去10年間の過誤納金の有無の調査を行い、新たに発覚した1名を含む全8名を訪問し、お詫び及び経緯の説明を行いました。過誤納金については、平成31年(2019年)3月に全件の還付を完了いたしました。

今後は、要領を再認識するよう周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

## 監査の結果に係る措置について

環境経済部

### 【指摘事項】

#### <支出事務>

##### (1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。また、通勤手当の定期券保有区間分の旅費は減額調整を行うこととされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 定期券保有区間の考慮をせず、最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。(環境政策課・観光課)

### 【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、旅費の支給に関する条例や手引に定められた旅費の調整について失念していたことから経路の選択を誤り、また、庶務事務システムに入力した申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に過支給が生じたものです。

ご指摘後、速やかに修正処理を行い、平成31年(2019年)3月支給分までに精算を完了いたしました。

今後は越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、旅費の支給に関する手引及び庶務事務システム運用マニュアルについて職員に周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

## 監査の結果に係る措置について

環境経済部

### 【指摘事項】

#### <支出事務>

##### (1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。また、通勤手当の定期券保有区間分の旅費は減額調整を行うこととされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ② 直行直帰の旅行命令において、在勤地から目的地までの旅費額を限度としていなかったため過支給となっていたもの。(産業廃棄物指導課)

### 【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、旅費の支給に関する条例や手引に定められた旅費の計算に関する事項を一部失念したため申請金額を誤り、また、庶務事務システムに入力した申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に過支給が生じたものです。

ご指摘後、速やかに修正処理を行い、平成31年(2019年)2月支給分で精算を完了いたしました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、旅費の支給に関する手引及び庶務事務システム運用マニュアルについて職員に周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

## 監査の結果に係る措置について

環境経済部

### 【指摘事項】

#### <支出事務>

##### (1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。また、通勤手当の定期券保有区間分の旅費は減額調整を行うこととされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ③ 最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。(産業廃棄物指導課)

### 【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、旅費の支給に関する条例や手引に定められた旅費の計算に関する事項を一部失念したため申請金額を誤り、また、庶務事務システムに入力した申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に過支給が生じたものです。

ご指摘後、速やかに修正処理を行い、平成31年(2019年)2月支給分で精算を完了いたしました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、旅費の支給に関する手引及び庶務事務システム運用マニュアルについて職員に周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

## 監査の結果に係る措置について

環境経済部

### 【指摘事項】

#### <支出事務>

##### (1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。また、通勤手当の定期券保有区間分の旅費は減額調整を行うこととされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ④ 庶務事務システムへの入力誤りがあったため過支給となっていたもの。(観光課)

### 【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、新たな庶務事務システムの運用方法について理解が不足していたため入力事項を誤り、また、申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に過支給が生じたものです。

ご指摘後、速やかに修正処理を行い、平成31年(2019年)3月支給分で精算を完了いたしました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、旅費の支給に関する手引及び庶務事務システム運用マニュアルについて職員に周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

## 監査の結果に係る措置について

環境経済部

### 【指摘事項】

#### <支出事務>

#### (2) 臨時職員賃金の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあつた。

臨時職員への賃金の支給状況を確認したところ、勤務時間数を誤って集計したため支給金額に不足が生じていたものである。(観光課)

### 【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、臨時職員の年次休暇時間数を有給扱いとしなかったため集計時間を誤り、また、その確認が不十分であったことから賃金支給金額に不足が生じたものです。

ご指摘後、速やかに支給金額を再確認の上、平成31年(2019年)2月に不足分を支給いたしました。

今後は、複数人で集計内容の確認を行うなど、再発防止に努めてまいります。